

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
当たる日のの)

鳥取県訓令第一号

訓

令

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定め。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 一

◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

字の区域の変更等 (二一件)

土地改良区の定款の変更の認可

県営土地改良事業の変更(計画の決定)

土地改良法による換地処分

土地改良法による換地計画の適合の決定 (二一件)

基本測量の終了

土地収用法による土地の立入りの許可 (二一件)

道路の区域の変更

道路の供用の開始

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (二一件)

河川法の規定による一級河川の指定の一部改正

のようによります。
職員の任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次
に記載する。」を削り、同表の第一の4中「○辞令書等の所属部課所欄に記載する。」
及む「○辞令書等の職欄に記載する。」を削り、同表の第一の6中「○辞令書等の所属部課所欄に記載する。」
及む「○辞令書等の職欄に記載する。」を削り、同表の第一の8中「○辞令書等の所属部課所欄に記載する。」
及む「○辞令書等の職欄に記載する。」を削り、同表の第一の10中「○辞令書等の所属部課所欄に記載する。」
及む「○辞令書等の職欄に記載する。」を削り、同表の第一の12中「○辞令書等のその他欄に記載する。」を削り、同表の第一の14及む15中「○辞令書等の種類欄に記載する。」を削り、同表の第一の16を次のように改め。

16 休職（職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第1号）第2条又は地方公務員法第28条第2項に掲げる事由に該当するため、同法第27条第2項又は第28条第2項の規定により休職を命ずる場合）

地方公務員法第27条第2項（地方公務員法第28条第2項第…号）の規定により…年…月…日まで休職を命ずる

（職員の休職の事由を定める条例第2条第…号該当）

給与は職員の給与に関する条例第12条の2第…号の規定により支給する。

○職員の休職の事由を定める条例に規定する事由に該当する場合に限る。

○病気休職の場合に限る。

別表の第1の17及び28「○辞令書等のその他欄に記載する。」や記載する。
 回表の第1の19「○辞令書等の職欄に記載する。」及び「給与は職員の給与に規定する条例第12 | ○辞令書等のその他欄に記載する。」や記載する。
 の22「○辞令書等のその他欄に記載する。」や記載する。
 の23「○辞令書等の職欄に記載する。」や記載する。
 の24から26までの規定期限「○辞令書等のその他欄に記載する。」や記載する。
 の27「○辞令書等の種類欄に記載する。」や記載する。
 の28から30までの規定期限「○辞令書等のその他欄に記載する。」や記載する。
 の31「○辞令書等の種類欄に記載する。」や記載する。
 の32から35までの規定期限「○辞令書等のその他欄に記載する。」や記載する。
 の36「○辞令書等の給料欄に記載する。」や記載する。
 の37「○辞令書等の勤務条件欄に記載する。」、「○辞令書等の所属部課所欄に記載する。」、「○辞令書等の採用前提の臨時的任用職員の場合」や記載する。

第一項様式を次のよへど改め。

昭和56年3月31日 火曜日

鳥取県公報

第5242号 (第三種郵便物認可)

第1号様式(第2条関係)

辞令書

氏名		職員コード	
異動種目		現職	

異動内容

年 月 日

任命権者

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第3号様式(第4条関係)

人事異動通知書

氏名		職員コード	
異動種目		現職	

異動内容

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県総務部長

履歴書	給与 原簿	照合	
-----	----------	----	--

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

告示

この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則

第一号様式中「第2号様式」や「第2号様式(第2条関係)」に改める。
第三号様式を次のよつて改める。

鳥取県告示第三百十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による五本松地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十五年十二月一日現在の地番による。）

大字河原字大谷のうち「一一〇の五、一一〇の七、一
一一の一、一一四の二、一一五、一一六の一、一
一七から一一三まで、一一四の三、一一五の三、
一一六の一、一一七、一一八、一一九の二八、一
三四の一、一一三五の一及びこれらと一体をなす国有地
以外の区域、大字小畠字大谷の全域、大字藏内字山大谷七
六の三、七一六の四、九二二の三から九二二の二七まで、
九二二の二九及びこれらと一体をなす国有地並びに七一六
の二及び九二二の一と一体をなす国有地の一部、大字藏内
字大谷七一五の一四から七一五の一七まで及びこれらと一
体をなす国有地、大字河原字大谷一一〇の五、一一〇の七、
一一一の一、一一四の二、一一五、一一六の一、
一一七から一一三まで、一一四の三、一一五の三、
一一六の一、一一七、一一八、一一九の二八、一
三四の一、一一三五の一及びこれらと一体をなす国有地、
大字河原字坂の上のうち「一〇八の二、一一〇の二から
一一〇一の四まで、一一〇一の五から一一〇一の七まで、
一一〇三の三、一一〇四の三から一一〇四の五まで、一一
〇四の七、一一〇四の九、一一〇五の一、一一〇五の二、

大字藏内字山大
谷

の九、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六の一、一一
〇六の一、一一〇七、一一七、一一七の二から一一五七
二の三まで、一五七三の二及びこれらと一体をなす国有地
の一部、大字飯里字後谷東平二九九の二並びに大字殿宇馬
込ミ六〇三の二四及び六〇三の二五

5 昭和56年3月31日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5242号 (第三種郵便物認可)

生ずる。

一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七、一五七一、一五七二の一から一五七二の三まで、一五七三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字飯里字後谷東平二九九の三及び二九九の四

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字藏内字城谷
大字藏内字城谷のうち七〇九の一、七〇九の六から七〇九の八まで、七〇九の一〇、七一〇の一から七一〇の三まで、七一一の一、七一一の二、七一二の一から七一二の九まで、七一三の一から七一三の一〇まで、九〇二の二、九〇二の四、九〇三の一、九〇三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

区域を変更する
字の名称 同上の区域(昭和五十五年十二月一日現在の地番による。)

大字殿字馬込ミ	大字殿字馬込ミの全域並びに大字小畠字大谷一〇九八の八五及び一〇九八の八七
大字飯里字後谷東平	大字飯里字後谷東平の全域並びに大字藏内字山大谷九二二の三一及び九二二の三二

廃止する字の名
称
大字殿字馬込ミ、大字飯里字後谷東平、大字小畠字大谷、
大字河原字坂の上及び大字藏内字大谷

廃止する字の名 称 大字小畠字大谷及び大字藏内字山大谷	
-----------------------------------	--

鳥取県告示第三百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十日

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十六年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十一号

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による五本松地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（会見地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、西伯町役場、会見町役場及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る五本松地区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十四号

昭和五十六年三月十七日付けで溝口町から申請のあつた岩立地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十五号

昭和五十六年三月十八日付けで鳥取市から申請のあつた倉田地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

鳥取市役所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり、基本測量の実施を終わつた旨の

通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（精密変形測量作業）
- 二 作業地域 倉吉市及び三朝町
- 三 終了年月日 昭和五十五年十一月十三日

鳥取県告示第三百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類

中国電力株式会社

- 一 特別高圧送電線日野松江線新設工事
- 二 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町船越、福島、二部、畠池、福居及び焼杉並びに西伯郡西

四

伯町大字東上、大字上中谷、大字下中谷及び大字中地内
立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

鳥取県告示第三百二十八号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線佐治線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡佐治村大字刈地、大字大井、大字森坪、大字高山、大字福園、大字畠、大字巻谷及び大字河本並びに用瀬町大字別府、大字古用瀬及び大字家奥地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

鳥取県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年三月三十一日から一週間鳥取県土木部道

鳥取県告示第三百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線佐治線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡佐治村大字刈地、大字大井、大字森坪、大字高山、大字福園、大字畠、大字巻谷及び大字河本並びに用瀬町大字別府、大字古用瀬及び大字家奥地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係方面は、昭和五十六年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道
路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係方面は、昭和五十六年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道
路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

種道路類	路線名	後変更別前	区	間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
			変更前	鳥取市今町二丁目一五二番地先 から同市末広温泉町一六一ノ三 番地先まで		
県道	鳥取停車場線	変更後	鳥取市東品治町一〇九番地先か ら同市末広温泉町一六一ノ三番 地先まで	二二・〇 七四・五	五一〇・三	一一〇・三
		変更前	鳥取市末広温泉町五六三番地先 から同市末広温泉町一六一ノ三 番地先まで	一八・〇	五一二・〇	一一〇・八
		変更後	鳥取市末広温泉町五六三番地先 から同市末広温泉町一六一ノ三 番地先まで	一八・〇	五一二・〇	一一〇・八

種道路類	路線名	区	間	供用開始の期間
県道	鳥取停車場線	鳥取市東品治町一〇九番地先から同 市末広温泉町一六一ノ三番地先まで	鳥取市東品治町一〇九番地先から同 市末広温泉町一六一ノ三番地先まで	昭和五十六年 四月一日

鳥取県告示第三百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第三百三十一号
道路交通法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八号第二項の規定に基づき、

昭和五十六年二月二十七日 鳥取県指令受都計第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市数津字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市美萩野一丁目五五一三

西山 茂

昭和五六年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻

三

鳥取県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五六年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻

三

一 施行者の名称

一 施行者の名称
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第八・七・一号 久松公園

三 事業施行期間

昭和五十一年五月二十八日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市東町二丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業第五・五・一号 湊山公園

三 事業施行期間

昭和五十一年七月二十一日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

鳥取県告示第三百三十五号

昭和四十一年鳥取県告示第百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五六年三月三十一日

鳥取県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五六年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻

三

11 昭和56年3月31日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第五号中 永江川の項の前に勝見川の項として次のように加える。

勝見川	左岸 気高郡鹿野町大字岡木字下荒堀二五二番地先 右岸 同町同大字同字二五三番地先	浜村川へ の合流点
-----	---------------------------------------------	--------------

第十一号中 北条川の項を次のように改める。

北条川	左岸 倉吉市大字字イザ原八七八番二七地先 右岸 同市不入岡字三度舞四七二番地先	由良川へ の合流点
-----	--------------------------------------------	--------------

第十一号中 北面川の項の次に大倉川の項として次のように加える。

大倉川	左岸 倉吉市谷字寺井三九九番二地先 右岸 同市字同字四〇〇番七地先	円城寺川 への合流点
-----	--------------------------------------	---------------

第二十六号を第二十九号とし、第二十五号を第二十八号とし、第二十四号を第二十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六 宇田川水系

名 称	上	区	流	端	間	下流端
大更川						
左岸 西伯郡淀江町大字稻吉字大更八五五番五地先 右岸 同町同大字字下大更八三四番地先			天井川へ の合流点			

第二十三号を第二十五号とし、第二十二号中江東川放水路の項の次に江東川の項として次のように加え、同号を第二十四号とする。

第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十七号、第十八号及び第十九号を削り、第十六号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十一 黒川水系

名 称	上	区	流	端	間	下流端
梅田川						
左岸 東伯郡赤崎町大字梅田字上乳母ヶ谷七九番地先 右岸 同町同大字同字八〇番地先						

第十五号を第十九号とし、同号の前に次の三号を加える。

二十二 本谷川水系

名 称	上	区	流	端	間	下流端
十七 化粧川水系						
本谷川						
左岸 東伯郡赤崎町大字松谷字蛸の笠一二四番六地先 右岸 同町同大字字川向一一二番一地先						

江東川	左岸 西伯郡大山町坊領字神森 右岸 同町坊領字長田道三七番 二地先	左岸 西伯郡大山町宮内字垣内 右岸 同町坊領字財の神四一二 番地先
-----	-----------------------------------------	-----------------------------------------

化粧川

左岸 東伯郡赤崎町大字赤崎字才ノ木八斗前六七九番
 右岸 同地先
 同町同大字同字六七八番一地先

十八 月の輪川水系

名 称	区	間
月の輪川	上 流 端	下 流 端
左岸 東伯郡赤崎町大字八幡字北向田八一三番四地先		
右岸 同町大字赤崎字下鶴ヶ沢一〇二七番一地先		

第十四号中 生飼川の項の次に瀬戸川の頃として次のように加え、同号を第十五号とし、第十三号の二を第十四号とする。

瀬戸川	左 岸	東伯郡東伯町大字八橋字南田井九七一番三地先
	右 岸	同町同大字字桑ノ木谷八八三番五地先
八橋川へ の合流点		

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

〔定価一部一箇月千円(送料を含む。)〕

鳥取県知事 平林鴻三殿

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで

鳥取県公報を 部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)